

令和2年度 第2回東久留米市立図書館協議会 概要録

日 時 2020年(令和2年)10月28日(水) 午前10時～午前11時50分

場 所 東久留米市役所704 会議室

出 席 全員出席 (以下敬称略)

図書館協議会委員:安形輝(委員長)、橋本裕美(副委員長)、若澤直樹、菅沼法子、
佐藤尚子、矢部晶代、高野慎太郎、下田大輔、山本久美子、酒井量基

市:佐藤図書館長

傍聴者 5人

1. 開会

2. 報告事項

① 東久留米市表彰について

今年度一般表彰において、行政功労者として図書館協議会委員1名が表彰されたことを報告。

② 第1回図書館協議会概要録について

図書館長:第1回図書館協議会概要録について、事前に各委員に確認をいただき、何点か修正
のご連絡をいただきましたので、そちらを反映させたものが本日の資料となります。

委員 長:特に修正がなければ、承認したいと思います。(全員承認)

③ 図書館職員育成方針の策定について

委員 長:報告事項の「②図書館職員育成方針の策定について」を議題とします。前回の協議
会における意見を踏まえ、事務局で素案原案を作成したとのことです。はじめに、図
書館長より概要を説明願います。

図書館長:資料1、参考1をご覧ください。図書館職員育成方針(素案(原案))ということで、ま
ずは素案の原案段階で図書館協議会委員の皆様にご意見を伺い、協議会のご意見
を踏まえて追記、修正等を行い、素案として完成したいと考えております。その後、
教育委員会、市議会議員の皆様にも報告し、ご意見を踏まえ計画(素案)から計画
(案)へと策定を進めてまいります。本日の内容は、既に素案として決定したもので
はありませんので、是非、率直なご意見を賜りたいと思います。

はじめに、「Ⅰ これからの市立図書館運営とそれを担う職員の育成について」です。

(1)「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づく新たな市立図書館運営です
が、令和3年度から、市と指定管理者による新たな運営を行うこととした経緯や、(2)
として、新たな市立図書館運営における市の役割を説明しております。

2ページでは、「Ⅱ 図書館職員育成方針について」として、図書館職員育成方針策
定の背景や目的などを説明しています。まず、大前提として、本市の職員の育成は、

各部署において「東久留米市職員人材育成基本方針」に基づいて行っております。そのため、市職員人材育成基本方針を基に、整合を図ったうえで、図書館の専門業務に対応する職員育成に向けた具体的な取り組みは、図書館職員育成方針に基づき行うこととします。この考え方に基づいて策定していることから、1として「東久留米市職員人材育成基本方針」の概要を説明しています。中でも、職員人材育成における今後の課題として、スマート自治体への転換に向けた、企画調整能力・専門的な知識・コミュニケーション能力の向上を掲げている点は、今後の図書館においても同様に課題の1つになろうと思います。

3ページでは図書館職員の育成にあたり、図書館の基本理念や目指すべき図書館像、新しい役割を果たすために必要な力について説明しています。また、4ページでは新たな市立図書館運営における、市と指定管理者の役割について説明しています。4ページ下段では以上の背景を踏まえ、図書館職員育成方針の策定目的について記載しています。「地域を支える図書館」を基本理念とした、目指すべき図書館像の実現を目指し、新しい役割を果たすために必要な力を維持・育成するにあたり、人材育成の方向性を示すことを目的としています。また、市立図書館を取り巻く環境を踏まえ、図書館運営に携わる常勤職員及び図書館専門員を対象に、求められる役割と能力・知識を整理した上で、人材育成や職場環境の整備に向けた基本的な方針を示すことを目的としたものです。

5ページは、東久留米市職員人材育成基本方針と図書館職員育成方針の関係性について説明しています。東久留米市職員としてめざす職員像及び、育成に向けた施策は、基本方針を基本とし整合性を図った上で、図書館の専門業務に対応する職員育成は、図書館職員育成方針に基づき具体的な取り組みを行っていきます。

7ページでは参考として、図書館職員育成方針策定に向けて図書館協議会よりこれまでいただいたご意見を、「これからの図書館職員や職員育成に対して求められるもの」としてまとめました。

8ページ、9ページがメインとなる育成に向けた基本方針です。図書館の専門業務に対応する職員育成は、5つの方針に基づき、具体的取り組みを行うこととしました。はじめに、東久留米市職員としての意識醸成です。

図書館職員は、市立図書館の充実に努めるとともに、東久留米市職員として「めざす職員像」に向けて研鑽し、市の計画や方針を理解のうえ、社会の動向を捉えながら施策を打ち出し、政策と市民ニーズとの調整を図ること、継続して公的責任を果たすことが求められます。これら市職員としての役割に責任を持ち、自ら参画する意識を育成することを方針の1つとしています。

続いて、図書館行政推進に向けた、自ら学び実践できる人材の育成です。今般の新型コロナウイルスのような状況においても、安定した図書館運営やサービスを提供していくためには、環境の変化にも対応しながら、長期的視野での計画や方向性を

持つことが重要です。また、市の方向性に基づいた、指定管理者の監理・監督を行うことが求められます。そのため、図書館法や図書館サービスに関する基本的知識を身につけるとともに、研修や実践の場において、図書館固有の専門性を継承していきます。また、担当としてカウンターでの対応や、事業の企画立案、進行を行うことで、自ら学び実践できる人材を育成します。

3つ目は、図書館サービス充実に向けた専門性の担保です。選書・除籍や地域資料・行政資料の収集と活用をはじめ、図書館サービスの継続性を担保し、さらに充実させていくためには、市職員が図書館の計画や方針、基準を理解のうえ、司書職である図書館専門員がその専門的知識を発揮できるよう、専門員を理解し、リードする役割を担います。また、指定管理者の職員と連携し情報共有しながら、市の方向性を維持していきます。そのため、図書館サービスに必要な専門的知識の向上や、東久留米市の方針や基準の理解、地域の課題を把握する力を維持育成していきます。

4点目は、市職員・図書館専門員・指定管理者司書との情報共有です。1つの図書館として、選書の方針や市民ニーズを共通理解し、利用者が快適に過ごせる図書館とするため、市と指定管理者の役割を理解し、市職員・図書館専門員・指定管理者が情報共有できる仕組みを構築するとともに、市と指定管理者が、共に成長していくための環境整備に向けて取り組みます。

5点目は、運営体制の維持です。庁内で司書資格を有する職員の人事異動について、今後も図書館と人事部門が連携し、調整を図るほか、必要な図書館専門員の任用を継続します。また、インターンシップ制度の活用や、図書館内に職員採用案内の設置などにも取り組んでいきます。状況により、国や都をはじめ、外部機関が開催する専門研修を活用するなど、運営体制の維持に努めていきます。

10 ページは、基本的方針に基づいた育成に向けて、具体的取り組みを記載しています。11 ページからは、図書館職員に求められる役割と必要な能力・知識を、市の主な役割ごと、職員ごとに、求められる役割と必要な能力・知識を整理しています。同様に、14 ページでは会計年度任用職員である図書館専門員について、求められる役割と必要な能力・知識等を整理しています。

続いて、参考1の資料です。前段は令和元年5月の図書館協議会で、指定管理制度について勉強会を行った際の資料から再掲しています。後段ですが、前回の協議会で、図書館職員育成方針について協議するにあたり、指定管理者制度を導入した際、職員が留意すべき点(どういったことをして良いのか、いけないのか)を知っておきたいというご意見をいただきましたので、追記したものです。

指定管理者制度というのは公の施設の管理者として業務仕様書等に基づいて管理運営を委任(代行)するものであり、私法上の契約関係となる業務委託とは異なるため、契約書ではなく協定書を交わす形になります。そもそもの性質が違うこと、図書館の業務全体を指定管理者である事業者委任する形が多いため、直接、市の職

員が事業者側の職員に指示命令することは起きにくく、一般的には、偽装請負は起こりにくいとされています。

しかしながら、今回の指定管理者制度導入にあたっては、中央図書館 1 階の一般開架室、児童室等の運営は指定管理者が担い、市は 2 階の調査・資料室の運営、地域資料・行政資料サービスやハンディキャップサービス等を担うこととなります。それに向けて、市と指定管理者が役割分担するにあたり、事務室やカウンターをフロアで分け、それぞれに管理者(図書館長)を置き、指示系統を明確にします。

また、業務仕様書に、図書館の運営等に関する会議への出席、資料の選定方法、業務の引継ぎ等について定めるなど、双方の指揮命令系統を明確にするとともに、市と指定管理者が協議する場なども明示しています。

委員 長:ご質問はいかがでしょうか。図書館法がたびたび出てきますが、第7条の望ましい基準において、図書館職員について言及がありますので、育成方針の中で参照していただけると良いと思います。

図書館長:図書館法や望ましい基準の中で、図書館職員育成に関する部分を参考資料として引用掲載していきたいと思います。

委員:それぞれのパーツはとても良くまとまっていますが、構成が分かりにくいと思いました。特に、最初が東久留米市職員人材育成基本方針(市人材育成方針)についての記載となっておりますが、これは本文の後に参考資料として掲載すればよいのではないかと思います。また、市人材育成方針を拝見したことがないため、どのような構成になっているかわかりませんが、図書館職員育成方針もそれにならった形にするのはいかがでしょうか。

図書館長:次回、ご参考まで市人材育成方針を協議会で配付したいと思いますが、こちらでは人材育成方針見直しの背景として、社会環境や市が果たすべき役割の変化、市人材育成方針の位置づけなど書いてあり、そのうえで、目指すべき職員像や能力、具体的な取り組みが記されているという構成です。

委員:1ページ目で図書館職員育成方針が必要となった経緯を簡単に説明し、次にメインとなる図書館職員育成に向けた基本方針を示した方が、わかりやすいように思います。図書館協議会からの意見も、最後に参考資料で掲載すれば良いと思います。

委員 長:順を追って丁寧に説明しようという意図に思いますが、それにより、やや全体像が見えづらいのは確かだと思いますので、構成を見直していただければと思います。

図書館長:市として人材育成方針を定めていながら、なぜ、図書館職員育成だけ別に作るのか、という点を順序立てて説明しようと思いましたが、ご指摘を伺って、方針として分かりにくくなっていると思いますので、全体に構成を見直したいと思います。

委員 長:細かい点で申し訳ないのですが、アンガーマネジメントやジョブローテーションなど、カタカナ用語が多いので、解説を入れたり、ジョブローテーションは人事異動とするなど、わかりやすくすると良いと思います。

図書館長:表記の仕方や用語解説を加えるなど、合わせて工夫したいと思います。

委員長:ジョブローテーションの部分で書かれていますが、指定管理者を導入する際、中長期的な視点で図書館の運営方針を理解している職員がいることが重要です。人事異動の中でも、そのような職員を繋いでいけるような仕組みがあればと思います。

図書館長:人事異動について言及できませんが、市人材育成方針では、ジョブローテーションに関して、中堅職員は専門性が必要な場合、5～7年など一定の年数で従事する場合なども触れております。経験やノウハウを組織として継続していけるよう、引き継ぎも考慮したスパンでのジョブローテーションなど、人事部門と連携、調整して努力はしていきたいと思います。

委員:10ページで育成に向けた具体的取組を箇条書きで記載しています。これを前のページで示している5つの基本方針ごとに掲載すると、わかりやすいと思います。また、9ページでは外部機関が開催する専門研修の活用も検討するとしながら、具体的取組では必要な専門研修の受講としているので、基本方針も「検討」とせず、「活用する」と言及して良いのではと思います。

図書館長:具体的取組の記載については、5つの基本方針のうち、主にどれに寄与するものなのか、わかりやすくしたいと思います。また、現在もOFF-JTとして外部研修の受講は行っておりますが、運営体制を維持する観点から、先々においても組織として継続性を維持していくうえで、外部機関が開催する専門研修の活用にも努めてまいりたいと考えております。

委員:人材育成の一環として、他の自治体への研修派遣など、人事交流について検討はできないでしょうか。

図書館長:部署は異なりますが、東久留米市でも東日本大震災の派遣や、東京都等への研修派遣、柳泉園組合と交流派遣という実績があります。そのような募集等があるか、派遣している間の職員体制等、様々な状況を踏まえて検討するものではありませんが、職員のスキル向上にむけた1つの方法と思います。

委員:偽装請負にならない仕組みは理解しましたが、それにより完全に業務を分けたことで、市の職員が現場スキルを身に着けることが出来るか、少し心配にも感じます。

図書館長:1階、2階とフロアで業務を分けますが、それぞれの窓口での対応状況やニーズ把握、レファレンス記録など、担当者レベルで情報を共有し意見交換する場を設ける等、市と指定管理者で互いに成長できるようになればと思っております。まず初年度は、新たな図書館運営の実践を積みながら、よりよい運営体制に向けて検討、協議していきたいと思います。

委員長:市の職員と事業者での交換留学のような研修を構築できるようであれば、新たな運営における人材育成のノウハウになると思います。民間の持つ、様々な実践方法を学べるのは大きいと思います。

図書館長:今回の公募にあたって示した業務仕様書のほか、今後、基本協定書を策定してい

ますが、例えば、選書に関して2次選定会議では、市と指定管理者の職員が参加して意見を出し合っています。そのような機会を応用した形で、他の実践においても研修ができるようになれば、実現の可能性もあるのではと思いますので、研究、検討していきたいと思います。

委員：費用面はどのようになってくるのですか。

図書館長：研修派遣は、業務の一環として研修参加を命ずる形になります。内部研修であれば、外部講師に依頼した場合は講師料がかかるほか、外部研修に参加する場合は受講料が必要となりますが、交流派遣の場合などは、派遣する職員の人件費を双方が支出するため、別の費用負担はないこともあります。

委員長：よりよい育成方針になるよう、本日の意見も参考に策定を進めていただき、第3回協議会では育成方針(案)をご報告いただければと思います。

④ 図書館協議会での選書評価について

委員長：つづきまして、③ 図書館協議会での選書評価に移りたいと思います。

前回の意見を踏まえ、選書・除籍評価の事務局案をお示しいただいております。図書館長よりお願いします。

図書館長：資料の2になります。前回の図書館協議会において、皆様より、運営方針における「学識経験者や市民代表を含む外部委員会」としては、図書館法に基づいた諮問機関として図書館協議会があり、また、外部機関を複数持つことによるコストも勘案すると、図書館協議会で評価することが適切とのご意見をいただきました。

そのうえで検討し、事務局としても、図書館協議会を評価機関として、選書の実績評価を行う方法が最も良いと考えております。今後、指定管理者が決定した後は、この方向性で整理してまいりたいと考えております。

委員長：現時点では案という中で、ご質問・ご意見をお願いします。

委員：現在は、指定管理者も選書を行っているのでしょうか。また、市と指定管理者で基準が異なったりしないのでしょうか。

図書館長：現在も地区館は指定管理者が運営していますが、各地区館で一次選定を行っています。その後、市の職員で二次選定を行いますが、「なぜこれを選書するのか」「本市の図書館として所蔵すべき資料か」等々、市の収集方針、選定基準に基づき選定していきます。最終的には図書サービス係長、図書館長が決定していますが、一連の流れの中で、市と指定管理者で収集方針や基準を共有しています。また、現在も市と指定管理者の担当が合同で、選書の在り方を検討する研修等も行っています。

委員：指定管理者が一次選定した資料を、市が選定しないと判断した場合は、その後も要望等が高くても購入しないことになるのでしょうか。

図書館長：購入決定しなかった資料は、その時点で購入はしませんが、一度購入しないとした資料も、利用者側から多くのニーズがある場合など、後の選定会議で購入決定する

場合もあります。一番は公共図書館として所蔵すべきか、長く置いておくべき資料であるか考えることが大切だと思っています。幅広い視点で選定していく中で、市民のリクエストが多ければ中身を踏まえたとえ、市の収集方針や基準に沿わないものでなければ、選定会議の中でそういった議論にもなっていくと思います。

委員：除籍のケースはいろいろあるのでしょうか。一度除籍しないと決めた場合でも、改めて除籍リストに上がってきた場合は、除籍について再検討するのですか。

図書館長：除籍について考える際、この資料は既に絶版しており最後の1冊である場合、その資料を今後、除籍対象とすることなく保存していくとなると永年保存になります。社会情勢の変化もありますが、除籍対象とした資料でも現存の一冊限り、しかも絶版という場合は、近隣図書館で所蔵があるかも確認します。近隣にも所蔵がなく、本市の図書館で他市も含めて最後の1冊というようになった場合には、その資料価値の重さが異なりますので、残していくことにもなります。

委員：指定管理者制度でも、現在の考え方は共有されるのですか。

図書館長：資料は市の予算により購入しているため、市に帰属しており、指定管理者は各地区館で所蔵する資料のうち、除籍候補を挙げるのみとなります。よって、除籍の最終確認と決定は市で行っております。なお、除籍決定した資料は、リサイクルコーナーに置き、ご希望の方にお持ち帰りいただけるようにしていますが、リサイクル資料には、どの図書館でどのような理由により除籍と判断したのか、除籍理由を明らかにしたメモを挟んでおり、説明責任を明らかにするようにしています。

委員長：選書評価を行う際、図書館協議会の求めに応じて、こういう視点で東久留米市の蔵書を見たいといったときに、それに基づいた選書、除籍のデータをお示しいただくことは可能でしょうか。指定管理者の業務仕様書でそこまで求めることが出来るかわかりませんが、評価機関としてそのようなデータをお示しいただけるとありがたいと思います。

図書館長：指定管理者には市が必要とする書類については提出を求めています。選書や除籍の、最終確認、決定は市が行っており、また、市が一次選定から選書するものもあります。現在は一次選定から書面で行っており、協議会に評価いただく上で必要な書類やデータは提出いたしたいと思います。現在の選定や蔵書管理で使用している資料やデータが、お示しする資料としてわかりやすいかも含め、検討してまいります。

委員：新年度からの選書や除籍に関する基準は、これから決めていくのですか。また、図書館協議会にもお示しいただけるのですか。

図書館長：市立図書館として資料収集方針と選書、除籍の基準を定めており、新年度もこれに基づき選書等を行っていきます。評価にあたっては、その際に方針や基準を委員の皆様にご説明いたします。また、収集方針や基準は図書館ホームページからご確認いただくこともできますが、委員の皆様には次回、参考配付いたします。なお、時代の流れとともに収集方針や選定等の基準を改訂することもあります。

その際は事務局で案を作り、本協議会の協議事項として上げさせていただきます。
前回は、平成29年度の協議会で資料収集方針の改訂について議論いただきました。
そこで定めた収集方針と、それに基づく基準で現在の選定等を行っております。
今後、選書実績を評価いただく中で、方針等を改める必要が生じた際は、協議いただく場合もあります。

委員：図書館協議会として、外部評価を行う時期ですが、定期的な評価を行うにあたり、一次選定、二次選定、或いは最終決定後など、どのタイミングになるのでしょうか。

図書館長：前回の協議会でも実績評価が良いのではとのご意見でしたので、1年間を通じて選定等を積み重ねた年度終了時点での購入実績、除籍の実績について、翌年度の協議会で評価をいただく方法を考えています。時期としては、前年度の選書実績と、当該年度の選書計画を、各年度の第1回協議会でお示しできればと思います。実際に始めてみて、必要があれば中間での報告等も準備したいと思います。

委員長：日々各図書館の蔵書を見ていく中で、このジャンルが弱いのではないか、この点はよく頑張っているなど、気づいたところを毎回の協議会の場で意見する方法も良いのではと思います。

委員：毎回の協議会で議題にするとすると、少し大変かもしれませんね。

委員長：お気づきの点は随時ご意見いただきながら、実績評価の場としては、1年に1回が良いかもしれませんね。他の自治体の例ですが、千代田区等では選書評価を行うための部会を定めているような事例もありますが、東久留米市ではオーバースペックかと思います。図書館協議会の協議事項でちょうど良いと思います。

委員長：他にご意見がなければ、事務局より提案のあった、図書館協議会で実績評価を行う案を承認するという事によろしいでしょうか。(全員承認)

⑤ 報告事項(その他)

委員長：その他の報告事項があれば、図書館長よりお願いします。

図書館長：資料はございませんが3点報告します。

1点目です。令和3年度からの指定管理者選定の進捗状況です。9月25日に第二次審査を行い、優先交渉権者を決定しました。今後、教育委員会や庁議に報告後、仮協定を締結し、12月の市議会定例会で指定管理者の指定について審議いただきます。
2点目、中央図書館大規模改修工事の進捗です。ここまで順調であり、予定より2週間ほど早く進んでおります。9月末で内部の解体工事が完了し、内装工事に入っております。課題であった地下書庫の天井には除湿器が設置され始めています。
また、照明 LED 化に向けた配線工事も進んでいます。順調であれば内装工事後、2月中旬以降、出来上がったエリアから蔵書の再配架を行っていく予定です。
3点目です。9月に開催された市議会定例会では、8月に市民プラザで実施した「子ども図書フェス2020」について、現在の社会状況の中において、安全対策を講じ

ながら子どもの学びにつながるイベントを行ったと評価していただきました。

3. 協議事項

① 令和元年度図書館事業評価について

委員長:続いて、次第の3、協議事項「①令和元年度図書館事業評価について」です。

前回の協議会で図書館の実績や自己評価に関して様々なご意見をいただきましたが、事務局で協議会からの事業評価として取りまとめていただきました(資料3)。図書館長よりご説明をお願いします。

図書館長:それでは、ご説明いたします。前回、委員の皆様よりご意見いただきました内容を箇条書きでまとめ、事業評価(案)を作成いたしました。内容は案文を一読させていただきます。(資料3を朗読)

委員長:前回の意見に基づきまとめたものですが、4館に指定管理者制度が導入された以降もハンディキャップサービスは市が直接担うということです。また、今後はハンディキャップサービス実施にあたり、内規ではなく要綱を整備していきたいとのことでした。それらも踏まえ、協議会としての意見や評価について、修正点や追加する事項があればお願いします。

委員長:コンビニという表記は、コンビニエンスストアとしましょう。

委員:図書貸出しサービスをコンビニエンスストアでも行う事例が他市においてあるようですが、民間連携という点では書店活用を視野に入れても良いのではないかと思います。

委員:事業評価の中では、具体的数字はないのですか。

図書館長:実績数値は前回ご提出しました各館の業務実績及び、図書館事業の自己評価にお示ししています。また、実績報告としては教育委員会として毎年度、「社会教育のあらまし」という冊子にまとめております。今回の事業評価案は、図書館協議会委員の皆様より、それら実績も踏まえた事業評価として、ご意見いただいたものをまとめたものとなります。協議会の総意として、数値による評価を盛り込んでいく等のご意見があれば、今後、そのような評価方法も1つの形であろうかと思います。

委員長:基本的には前回の意見をまとめたものになりますので、「令和元年度図書館事業評価」について、本案を図書館協議会の評価として決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。(全員承認)

② 委員提案について(図書館におけるデジタルデバイド(情報格差)縮小のための方策)

委員長:次に、協議事項の「② 各委員からの提案について」に移ります。

本件については、第1回協議会において図書館長からも、「図書館法の趣旨に基づき、本協議会として図書館長に意見したい事項があれば各委員よりご提案いただきたい」という話があり、その際は、事前に事務局へお知らせいただくよう申し上げます。

た。今回、1件の提案があったとのことですので、はじめに事務局より進め方と、提案の概要をご説明願います。

図書館長:はじめに、委員提案の進め方ですが、委員からの提案内容について、事務局より概要を説明させていただきます。その後、提案された委員より補足説明をいただきます。その後、協議事項として取り上げるか決定いただきます。

それでは、事務局より提案内容を説明いたします。提案は、「東久留米市立図書館におけるデジタルデバイド(情報格差)解消のための方策」についてでございます。

提案の要旨は、「コロナ禍において、子どもたちのオンライン学習、テレワーク、諸申請等に際し、デジタル環境の有無がさらなる格差を生み出す可能性がある。これを少しでも解消(縮小)するために、図書館として実行可能な方策を検討することを提案したい。」という内容でございます。

委員長:では、提案いただいた佐藤委員より、補足説明があればお願いします。

委員:図書館におけるデジタル・デバイド(情報格差)縮小のための方策について協議いたしたく、提案いたします。資料に添って説明させていただきます(「参考2」説明)。

新型コロナウイルス拡大防止のため、図書館においては、様々な対応を行っておられることに敬意を表します。しかしながら、まだ先が見える状況とは言いがたく、「新しい生活様式」における新しい図書館サービスを進めて行く必要があると思います。コロナ禍において、デジタルによるサービスが有効な面もある一方、子どもたちのオンライン学習、テレワーク、諸申請等に際し、デジタル環境の有無がさらなる格差を生み出す可能性があります。このデジタル・デバイド(情報格差)を少しでも解消、縮小するために、図書館として実行可能な方策を検討することを提案します。

デジタル・デバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことを言います。総務省平成 23 年度「情報通信白書」によります。これが生じる要因としては、①都市と地方など地域差による情報技術力・普及率の格差、②学歴、所得などの差による情報端末・機器を入手・操作する機会の格差、③加齢や障害の有無など個人間の格差が考えられるということです。もちろん、社会、行政全体で考えて行くべき課題ですが、海外においては、コロナ禍以前から、公共図書館が、無料インターネットの提供、1対1のインターネット支援サービス、オンラインでの就職活動支援といった活動を通じ、デジタル・デバイドの縮小において重要な役割を果たす事例も見られます。英国博物館・図書館・文書館国家評議会の報告書「デジタルへの関与を支援し、促進する公共図書館の役割」によります。現在思いつく検討事項としまして、(1)情報・端末機器持ち込み用に各図書館、特に中央図書館の Wi-Fi 環境の増強、(2)防疫対策施設整備(アクリル板で仕切られたブースなどを設置)、(3)特に自宅でデジタル環境を用意できない市民へ優先的に提供、(4)自前で用意できない市民への情報・端末機器の貸し出し、(5)コロナ関係の行政情報などの検索支援、これは要員等の点から中央図書館のみ

での支援と思われますが、その他、本市の図書館で取り組めることがないか、協議していきたいという提案です。

委員 長:提案趣旨や内容について、ご質問・ご意見あればお願いします。個人的には情報格差を解消するための社会的機関として、情報へのアクセスを支援するという面で重要なところだと思います。本協議会で協議する事項として取り上げるということでもよろしいでしょうか。(全員賛成)

では、本日より協議していきたいと思います。コロナ禍において、大きな費用をかけて達成するような提案は、すぐには解決できず難しいと思いますが、まずは初回ですので、当問題を解消するために、各委員のお考えなど、ご意見いただければと思います。私から始めさせていただきますが、提案にある「Wi-Fi 環境の増強」は、ご家庭にネット環境がない方、ネット環境が良くない方でも、図書館でアクセスできる効果は大きいと思います。

委 員:市内には駅前テラスにも Wi-Fi がありますが、市庁舎や各図書館はいかがですか。

図書館長:市庁舎には1キャリア限定で使用できる Wi-Fi があります。また、中央図書館は平成29年度に Wi-Fi を設置しました。地区館は各地域センターに Wi-Fi があり、地域センターロビーでは使えますが、図書館内全体には届いていない状態です。今後の課題の1つと思っております。

委 員:図書館で、ノートパソコン等を貸し出しすることは可能ですか。また、館内でインターネットを閲覧できる端末はありますか。

図書館長:ノートパソコン等を館内利用でなく、市民に貸し出しするのは、管理も困難なため現状では難しいと思います。館内 OPAC とは別に、インターネット閲覧用のパソコンが2台ございます。また、現在休館中のため、実用開始4月以降となりますが、中央図書館のカウンター用にタブレット端末を2台導入しました。

委 員 長:パソコンは利用場所が限定されますが、新たにタブレット端末を2台用意いただけただのは一歩前進と思います。

委 員:中央図書館は市役所に近く、直接、窓口に行けば様々な手続きに関する情報も得られるので、むしろ地区館に力を入れるべきだと思います。地区館は職員体制も少ないため、市役所各部署のサービスを案内することなども難しいと思いますが、それらをタブレット等で案内できるようにするなど、力をいれてみてはと思います。

委 員 長:現在のコロナ禍でも、インターネットから得られる情報は大きいので、一番は国の方針として、国全体でインターネット環境の整備を行ってもらえるのが良いのですが、まずは本市の図書館として進めていただけたらと思います。

委 員:学校の休校期間にインターネットを使って色々な学習支援ができないか検討していましたが、家庭ごとにインターネットへのアクセス環境が異なり、スマートフォンのデータ通信料などネックになる部分がありました。GIGAスクール構想ということで、タブレット端末を1人1台配布する計画がありますが、各図書館で Wi-Fi 環境を使え

るようになれば効果は大きいと思います。中学生がWEBで高校の情報閲覧をできる環境が整備出来れば、とてもありがたく思います。

委員 長:端末があっても各家庭環境によって通信環境が異なる現状があります。インターネット弱者が各図書館で自由に使えるのは大きい。それによって、多くの人が密集してしまうのは問題がありますが、現状、地区館内ではWi-Fiが弱く使いづらいようであれば、まずは地域センターのロビーで使えるなど、図書館内でもその案内をしておくのも良いのではと思います。

委員 員:国や東京都で、Wi-Fi 整備や利用端末などの導入に利用できる包括的な補助制度はありますか。また、図書館が積極的に補助申請することなどはありますか。

図書館長:図書館でも活用できる国や都の補助制度があれば、積極的に活用したいと考えておりますが、なかなか図書館向けにはない状況です。今年度は新型コロナウイルス対策の臨時交付金が各自治体に配分されましたが、市全体で配分額を有効活用する考えのもと、他部署が担当する市民の安全対策、地域の経済対策等を優先して活用しています。他市図書館の交付金活用例としては、書籍除菌機、電子図書館導入等がありますが、電子図書館などは次年度以降のランニングコストなど課題もあります。今後、国や都において追加の交付金などが示され、図書館でも活用できるメニューがあった際は検討していきたいと思います。また、今後、指定管理者の指定が議決された以降は、事業者からも様々な提案もあると思いますが、新たな運営においても、デジタル・デバイド解消に向け努力してまいります。

委員 長:図書館で何ができるのか。本日だけでもいろいろな意見出ていますが、次回以降も継続して議論したいと思うのですがよろしいでしょうか。

委員 員:次回に向けて確認いただければと思いますが、生涯学習センターではWi-Fi 環境の整備など、取り組んでいることがあれば教えていただければと思います。

図書館長:生涯学習課に確認のうえ、次回、ご報告いたします。

委員 長:本件は次回の継続協議といたします。

4. その他

委員 長:最後に次回日程ですが、仮の予定として1月27日(水)午前中としております。

また近くなりましたら、事務局で出欠確認のうえ、最終決定をお願いします。

以上で第2回図書館協議会を終了します。ありがとうございました。